

## 6.1-5 水域利用

計画道路周辺における水域の状況は、図 6.1.7 に示すとおりである。

計画道路周辺には、多摩川水系の一級河川である浅川、湯殿川、山田川がある。このうち浅川は、計画道路の中心付近で交差しており、主に計画道路の北側から南側へ流れている。用水路は、計画道路が通過する浅川低地面に川北用水、上村用水があり、農業用水等に利用されている。湧水は、計画道路周辺に3箇所が分布する。

1日あたりの用途別平均揚水量は、表 6.1.11 に示すとおりである。日野市では上水道で、八王子市では指定作業場で最も利用されている。また、平成30年における全揚水量は、日野市で約11,858m<sup>3</sup>/日、八王子市で約8,849m<sup>3</sup>/日となっている。

上水道については、「事業概要 平成30年版」(令和2年3月閲覧、東京都水道局HP)によると、日野市、八王子市ともに東村山浄水場の給水区域となっている。東村山浄水場は、多摩川の原水に加えて、朝霞浄水場からの原水連絡管により利根川・荒川の原水を取水し、浄水処理している。

下水道については、日野市、八王子市ともに公共下水道が整備されており、下水道普及状況は表 6.1.12 に示すとおり、95%以上となっている。

表 6.1.11 1日当たりの用途別平均揚水量

[単位：m<sup>3</sup>/日]

市	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
日野市	全揚水量	15,026	12,917	10,497	6,516	11,858	
	用途	工場	5,073	4,900	4,630	4,161	3,883
		指定作業場	1,177	1,349	1,327	1,290	1,274
		上水道	8,753	6,617	4,497	998	6,628
		その他	23	51	43	67	73
八王子市	全揚水量	11,337	11,591	12,158	11,108	8,849	
	用途	工場	2,998	3,018	3,291	3,231	2,835
		指定作業場	4,524	4,840	4,986	4,954	3,318
		上水道	3,277	3,221	3,379	2,428	2,227
		その他	538	512	502	495	469

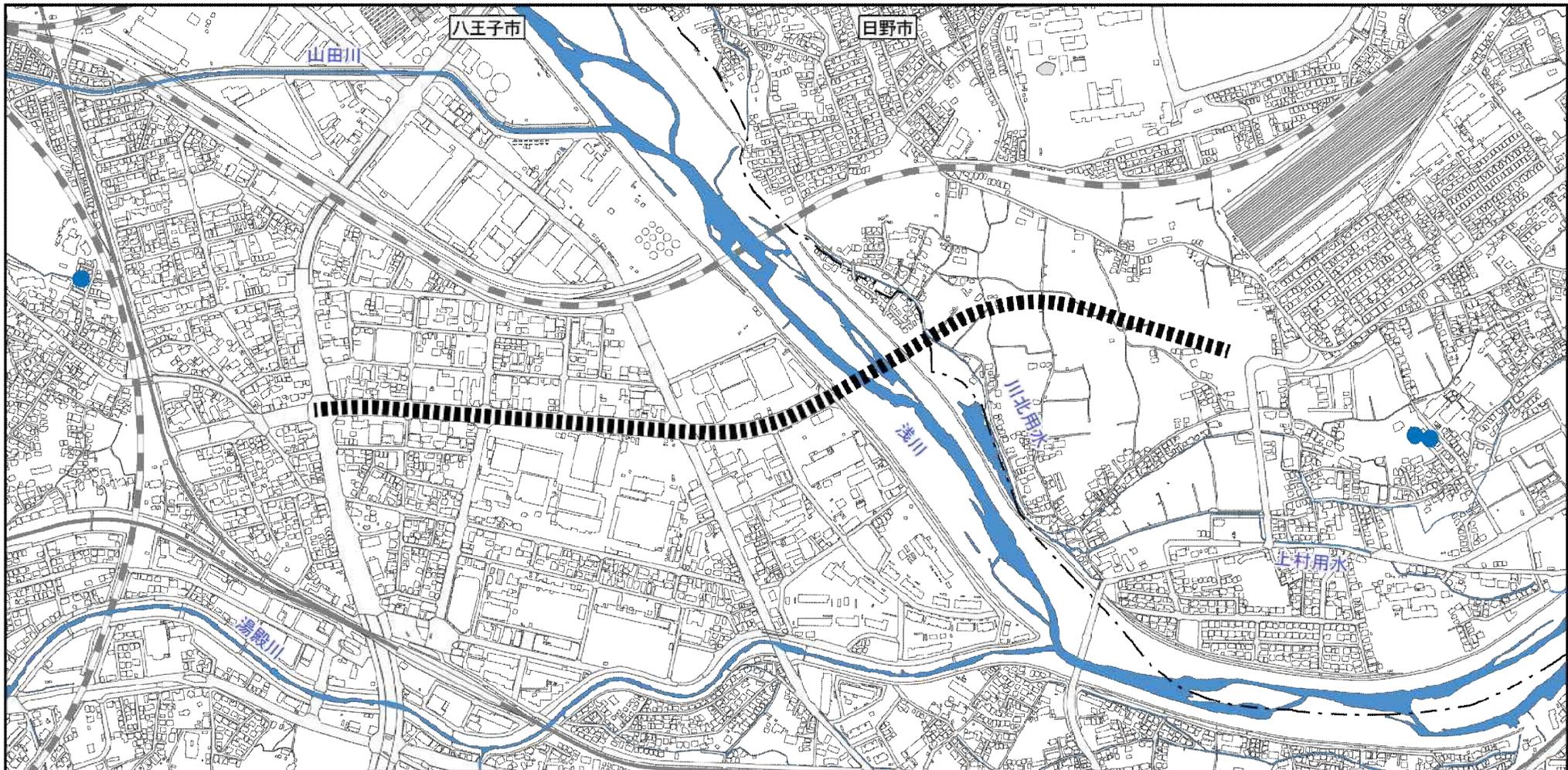
注) 全揚水量は、工場、指定作業場、上水道及びその他の合計である。

資料：「平成30年 都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」(令和2年3月、東京都環境局)

表 6.1.12 公共下水道の普及状況

市	総人口 [単位：人]	処理区域			普及率 [単位：%]
		人口 [単位：人]	計画面積 [単位：ha]	面積 [単位：ha]	
日野市	185,530	177,548	2,397	2,251	96
八王子市	561,407	557,736	8,739	8,431	99

資料：「東京都統計年鑑(平成30年)」(令和元年3月閲覧、東京都HP)



凡 例

- 計画道路
- 市界
- 河川・用水路
- 湧水

資料：「日野市河川・農業用水路図」（平成 28 年 3 月、国土交通省都市局）  
「東京の湧水マップ（平成 30 年度調査）」（平成 31 年 3 月、東京都環境局）  
「湧水量及び地下水位計測調査業務委託報告書」（平成 31 年 4 月、日野市）

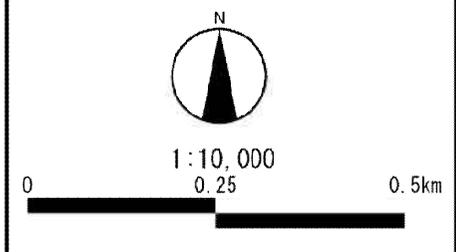


図 6.1.7 水域の状況図

## 6.1-6 気象

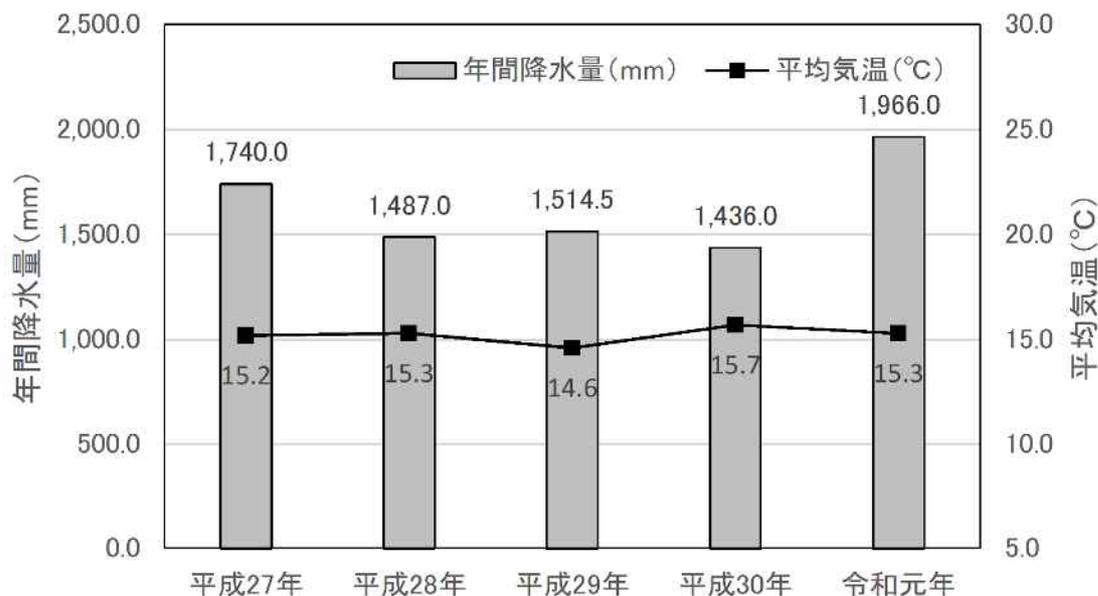
計画道路の最寄りの気象観測所は、図 6.1.9 に示すとおりである。

計画道路の最寄りの気象観測所である八王子観測所（八王子市元本郷町）における過去5年間の気象の状況は、表 6.1.13 及び図 6.1.8 に示すとおりである。令和元年の年間降水量は1,966.0mm、年平均気温は15.3℃となっている。また、年平均風速は2.7m/s であり、年間最多風向は北となっている。

表 6.1.13 気象の状況（八王子観測所）

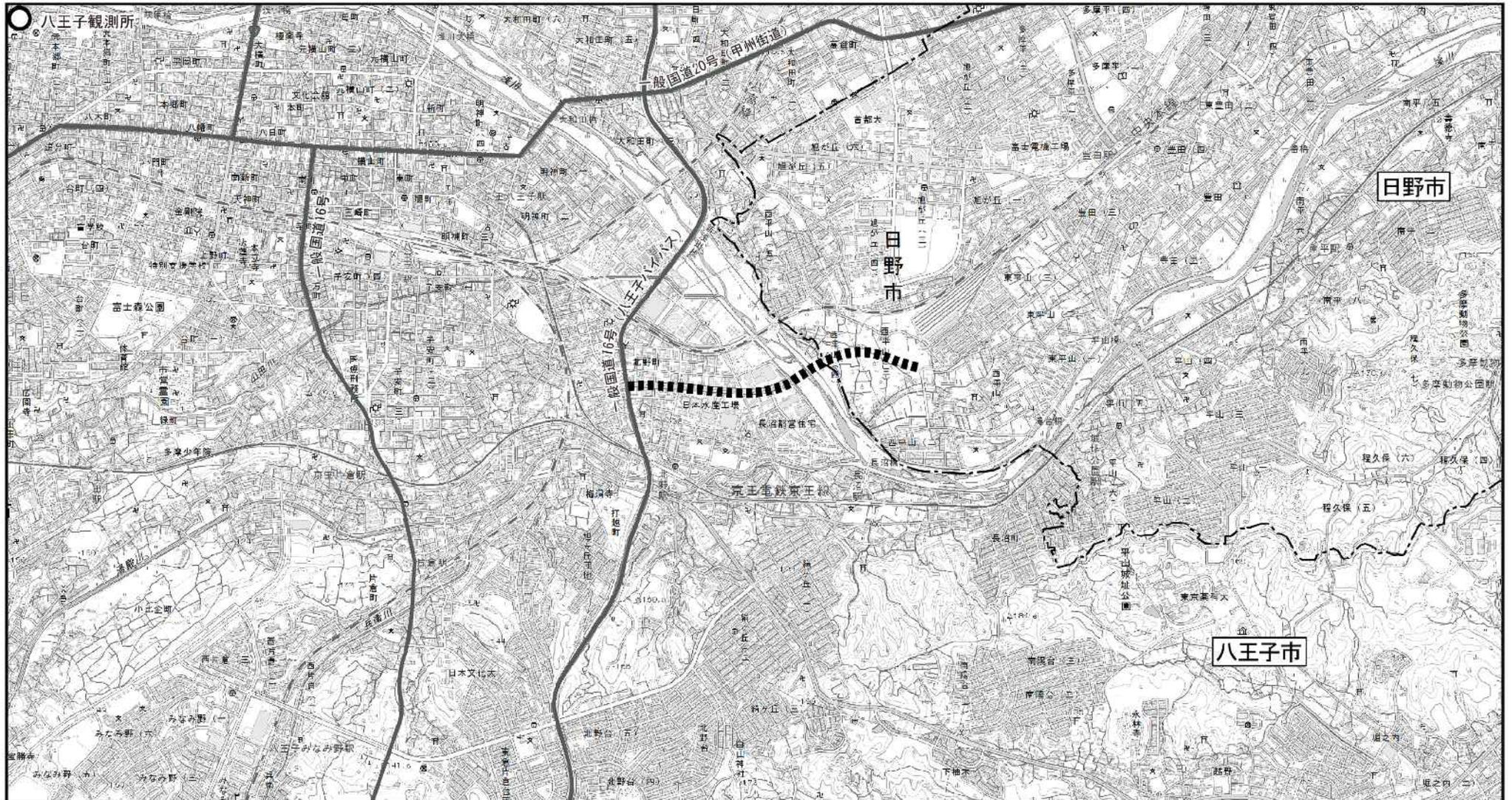
年	降水量 [単位：mm]		気温 [単位：℃]			風速 [単位：m/s]		最多 風向	年間日照時間 [単位：時間]
	年間	日最大	平均	最高	最低	平均	最大		
平成27年	1,740.0	200.5	15.2	37.5	-6.0	2.6	13.6	北	1,992.5
平成28年	1,487.0	175.5	15.3	38.0	-6.2	2.7	18.8	北	1,869.9
平成29年	1,514.5	175.0	14.6	36.7	-5.9	2.7	16.8	北	2,131.3
平成30年	1,436.0	87.0	15.7	39.3	-8.7	2.8	26.3	北	2,154.1
令和元年	1,966.0	392.5	15.3	37.0	-4.8	2.7	17.7	北	1,966.2

資料：「気象統計情報」（令和2年3月閲覧、気象庁HP）



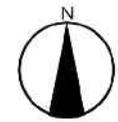
資料：「気象統計情報」（令和2年3月閲覧、気象庁HP）

図 6.1.8 年間降水量と平均気温の推移（八王子観測所）



凡例

- 計画道路
- 市界
- 一般国道
- 八王子観測所



1:30,000

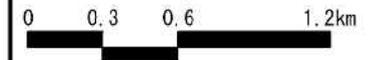


図 6.1.9 気象観測所位置図

## 6.1-7 関係法令の指定・規制等

本事業に関係する主な法令は、表 6.1.14(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.1.14(1) 主な関係法令等一覧

分類	項目	関係法令
環境一般		環境基本法（平成5年法律第91号）
		東京都環境基本条例（平成6年東京都条例第92号）
		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
		東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）
		日野市環境基本条例（平成7年日野市条例第18号）
		日野市環境保全に関する条例（昭和47年日野市条例第19号）
		八王子市環境基本条例（平成13年八王子市条例第82号）
		八王子市民の生活環境を守る条例（昭和47年八王子市条例第39号）
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）
		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）
	騒音	騒音規制法（昭和43年法律第98号）
	振動	振動規制法（昭和51年法律第64号）
	水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
		下水道法（昭和33年法律第79号）
	土壌汚染	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）		
地盤	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）	
自然保護	自然保護	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）
		自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
		東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）
		日野市緑化及び清流化推進に関する条例（昭和50年日野市条例第43号）
		八王子市緑化条例（昭和61年八王子市条例第36号）
		市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例（平成17年八王子市条例第14号）
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）
	土地利用	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）
	都市計画	都市計画法（昭和43年法律第100号）
	農地	農地法（昭和27年法律第229号）
	地形・地質	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第557号）
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
		地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
	水循環	水循環基本法（平成26年法律第16号）
		日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水の保全-に関する条例（平成18年日野市条例第22号）
	日影	建築基準法（昭和25年法律第201号）
	景観	景観法（昭和16年法律第110号）
		東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）
日野市まちづくり条例（平成18年日野市条例第7号）		
八王子市景観条例（平成23年八王子市条例第10号）		

表 6.1.14(2) 主な関係法令等一覧

分類	項目	関係法令
その他	史跡・文化財	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
		東京都文化財保護条例（昭和 51 年東京都条例第 25 号）
		日野市文化財保護条例（昭和 57 年日野市条例第 28 号）
		八王子市文化財保護条例（昭和 52 年八王子市条例第 6 号）
	自然との触れ合い活動の場	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
		都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
		循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
		資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
		国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
		東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）
		日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年日野市条例第 16 号）
八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年八王子市条例第 18 号）		

## 6.1-8 環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画等は、表 6.1.15(1)～(5)に示すとおりである。

表 6.1.15(1) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
国	多摩川水系河川整備計画 【直轄管理区間編】 (平成 29 年 3 月変更)	「多摩川水系河川整備計画」は、沿川の人々や市町村、学識経験者等、色々な立場の人達が一緒になってつくりあげ、平成 13 年 3 月に策定された（平成 29 年 3 月に高潮区間の施行場所に関する変更を実施）。河川環境の整備と保全に関しては、以下に示す 3 点を基本として、河川環境の整備を図るとともに、関係自治体や地域住民等との共通認識のもと秩序ある利用に努め、河川環境の保全を図ることとしている。 ①河川敷については、河川環境に応じ、本川及び浅川（直轄管理区間）において 5 つのゾーン及び 8 つの機能空間に区分し、住民、行政及び専門家からの多数の意見を踏まえ、近年の自然環境保全に対する市民の意識の高まり、河川敷利用の要望の変化等を反映して、適切に配置する。 ②多摩川本川の主として自然保護やふれあいを目指す自然系空間と、主として人工的利用に供する人工系空間の面積比を 6 対 4 にする。 ③水面利用の盛んな下流部について、水面、水際部を対象とした水面の区分を適切に配置する。
東京都	「未来の東京」戦略ビジョン (令和元年 12 月)	東京都では、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略の検討を進めており、2040 年代に目指す東京の姿「ビジョン」と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき「戦略」を示した『『未来の東京』戦略ビジョン』を策定している。 本計画では、2040 年代の東京の姿である 20 の「ビジョン」を目指し、2030 年に向けた 20 の「戦略」と約 120 の「推進プロジェクト」の実行を通じて、「3 つのシティ（セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティ）」が進化し、「成長」と「成熟」が両立した未来の東京を実現していくことを掲げている。
	ゼロエミッション東京戦略 (令和元年 12 月)	東京都では、地球温暖化の影響により引き起こされる様々な気候変動を背景に、世界の平均気温上昇をよりリスクの低い 1.5℃に抑えることを追求し、2050 年までに CO <sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを発表している。 本戦略では、戦略の体系として、各政策の 2050 年に目指すべき姿（ゴール）と 2030 年に到達すべき目標（ターゲット）、その目標を上回るよう進化・加速する具体的取組「2030 年目標＋アクション」、2030 年以降の飛躍的なステージアップに必要なシステム・イノベーションが示されている。
	東京都気候変動対策方針 「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」基本方針 (平成 19 年 6 月)	東京が目指す低 CO <sub>2</sub> 型社会等の都市モデルの早期実現をめざし、「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト」の目標として、以下の数値目標が掲げられている。 ・2020 年までに、東京の温暖化ガス（温室効果ガス）排出量を 2000 年比で 25%削減する。
	緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)	緑施策によって目指すべき東京の将来像と目標（2020 年）を掲げている。生物多様性の保全に向けたあらゆる主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していくとしている。 地域特性を踏まえた「7 つのエリア」を設定するとともに、「3 つの行動方針」（まもる・つくる・利用する）ごとに体系化が図られている。計画道路は前述した 7 つのエリアのうち、「武蔵野の自然ふれあい」エリアに位置する。

表 6.1.15(2) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
都市づくりのグランドデザイン (平成 29 年 9 月)	2040 年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策が示されている。「活力とゆとりのある高度成熟都市」が都市づくりの目標とされ、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から 7 つの戦略（災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築、四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築等）や 30 の政策方針等が掲げられている。 また、個別の拠点・地域について将来像の一端が示されており、計画道路は「多摩広域拠点域」に位置する。
みどりの新戦略ガイドライン (平成 18 年 1 月)	公共と民間が、東京のみどりづくりを推進していくための指針であり、みどり率の目標設定やみどりの質の向上、環境軸の形成が目標に挙げられている。計画道路が位置する「核都市広域連携ゾーン」のみどり率 2025 年目標値は、現況 64% に対し現状確保となっている。また、これらの目標を達成するため、以下の 4 つの施策が示されている。 ・「都市計画公園・緑地の整備方針」の策定 ・豊かなネットワークに寄与する「環境軸」の形成 ・民間事業者による「みどりの計画書」の作成 ・民間による公園づくりのしくみの検討
東京における 都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画) (平成 28 年 3 月)	東京が目指すべき将来像の実現に向け、東京の抱える道路整備の課題を解決するため、都市計画道路の整備に関わる 4 つの基本目標が設定されている。環境の目標としては以下が示されている。 基本目標 4：「環境」～都市環境の向上～ ・緑豊かな道路空間の形成 ・自動車走行速度の向上による地球温暖化の抑制等
環境軸ガイドライン (平成 19 年 6 月)	「環境軸基本方針」（平成 18 年 4 月）に基づき、公・民が環境軸の形成に向けて、都市施設の整備、まちづくりに関する計画や事業等を行う際の指針となるものである。めざすべき将来像と、公・民の役割分担や取組方策が示されている。
東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像やこれを目指した政策展開を明らかにするため、新たな東京都環境基本計画が策定された。 東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、以下の 5 つを政策の柱と位置付け、施策が示されている。 ・スマートエネルギー都市の実現 ・3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の促進 ・自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ・快適な大気環境、良質な土壌と水環境の確保 ・環境施策の横断的、総合的な取組
東京都自動車排出窒素酸化物 及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画 (平成 25 年 8 月)	自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に係る各種対策を国、都、特別区、市、町、事業者、都民が連携し、総合的に推進するために、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）の規定に基づき策定された。
東京都地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)	昭和 47 年に第 1 次の公害防止計画（10 ヶ年計画）が策定されてから、平成 22 年度までに 8 回にわたり計画が策定され、公害防止に関する諸施策が推進されてきた。しかし、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了されていないことから、公害防止に関する諸施策に積極的に取り組んでいくため、東京都環境基本計画を基本に、第 9 次の公害防止計画が策定された。

表 6.1.15(3) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
東京都	東京都湧水等の保護と回復に関する指針 (平成 14 年 4 月)	「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 216 号)に基づき、都が区市町村と連携して、良好な自然を形成し、水源となる湧水及び湧水と河川とを結ぶ水路の保護と回復に努めるために行うべき取組等が定められている。
	東京都景観計画 (平成 30 年 8 月改定)	「景観法」の施行及び東京都景観審議会の答申(平成 18 年 1 月)を踏まえ、「都市計画法」や「建築基準法」に基づく諸制度、「屋外広告物条例」の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策が示されている。 景観法に定める基本理念に加えて、以下の 3 つの基本理念と、具体的な施策が示されている。 ・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成 ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京のさらなる発展 ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上
	公共事業の景観づくり指針 (平成 11 年 4 月)	東京都では、国、都、区市町村及び「東京都景観条例施行規則」で定める公共的団体が施行する土木建築に関する事業に係る景観形成のための指針が定められている。 公共事業を施行する者は、当該公共事業が公共事業景観形成指針に適合するよう努める必要がある。
	東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)	「廃棄物処理法」の規定に基づいて策定された計画で、都の廃棄物行政の基本的な方向が示されるものであり、「東京都環境基本計画」に基づく個別分野の計画である。 廃棄物の減量や 3R 施策の更なる促進により、「良好な都市環境の次世代への継承」に加え、資源採取の段階から環境に配慮するための「持続可能な資源利用への転換」を基本的考え方とする「東京都資源循環・廃棄物処理計画」として平成 13 年度に制定された「東京都廃棄物処理計画」の改定が行われた。
	東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	都内における建設資源循環の仕組みを構築するとともに、本計画に基づき、都内の建設資源循環に係るすべての関係者が一丸となって、計画的かつ統一的な取組を推進することにより、環境に与える負荷の軽減とともに、東京の持続ある発展を目指すために策定されたものである。建設廃棄物として、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物に目標値(令和 2 年度)が設定されている。
日野市	第 2 次日野市環境基本計画 (平成 23 年 3 月)	将来にわたる日野市の目指すべき環境の姿や市全体で環境保全・創出を行う上での基本的な考え方、着実に環境の保全・創出を行っていくために取り組んでいくべき内容やその進め方を示すものである。 望ましい環境像「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ごう」の実現に向けて、「みどり、水、ごみ、地球温暖化、生活環境」の 5 つの分野ごとに 10 年後の目標が設定され施策が展開されている。
	日野市環境配慮指針 (平成 23 年 3 月)	「第 2 次日野市環境基本計画」の望ましい環境像や分野別目標の実現に向けて、市民や事業者、市が日常生活や事業活動の中で具体的にできる行動が示されている。
	第 5 次日野市基本構想・基本計画 (平成 23 年 3 月)	以下に示す 4 つの基本理念をもとに将来都市像が定められ、その「将来都市像」の実現に向け 7 つのまちづくりの柱が設定され、市民と市の協働のもとで総合的かつ計画的にまちづくりが平成 23~32 年度までの 10 年間で推進されている。 ・市民が主役のまち ・水とみどりのまち ・つながりを大切にするまち ・持続可能なまち

表 6.1.15(4) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
日野市	日野市みどりの基本計画 (平成 13 年 6 月)	「都市緑地法」に基づいて策定された計画で、市の公園・緑地の適正な配置と整備、自然環境の保全、都市緑化の推進、緑化の体制づくり等、みどりに関する各種施策が総合的・体系的に取りまとめられている。この計画に基づき、みどりの保全及び緑化の推進を図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりを推進することが目的とされている。
	日野市まちづくり マスタープラン (平成 31 年 4 月)	「都市計画法」に基づき市民参画によって策定されたもので、日野市のまちづくりに対する基本理念や将来のまちの姿が描かれ、それらを実現するための具体的な計画や仕組みが示されている。計画道路が位置する「日野第四中学校地域」においては、まちづくり方針の一つとして「都市計画道路日 3・3・2 号線の整備による交通環境と利便性の向上・生活利便施設の充実」が挙げられている。
	第 3 次日野市ごみゼロプラン ～ごみゼロ社会を目指して～ (日野市一般廃棄物 処理基本計画) (平成 29 年 3 月)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物処理基本計画」である。長期的な観点から市の廃棄物問題を解決し、廃棄物処理事業を円滑かつ効率的に推進するため、廃棄物の発生抑制から収集運搬、処理処分等について示されている。本プランは、第 3 次ごみゼロプランの達成状況や社会的状況等の変化を踏まえた新規計画として策定されたものである。
八王子市	第 2 次八王子市環境基本計画 改定版 (平成 31 年 3 月)	八王子市環境基本計画は、「八王子ビジョン 2022」を環境面から具現化すると同時に、環境に関する計画の中で最も上位の計画と位置付けられている。望ましい環境像「未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち」の実現に向けて、4 つの基本目標とそれを達成するための 15 の基本施策が定められている。
	八王子市みどりの基本計画 ～自然とまちと人を結ぶ「み どりの環境調和都市」～ (令和 2 年 3 月)	「都市緑地法」に基づき策定された計画で、みどりに関する各種施策が総合的・体系的にとりまとめられている。計画道路が位置する「東南部地域」では、方針として「拠点となる公園の整備や有効活用の促進」「多摩丘陵のみどりの連続性の確保」「まとまりのある農地の保全」「河川の保全や活用の促進」が示されている。
	都市づくりビジョン八王子 (第 2 次八王子市都市計画 マスタープラン) (平成 27 年 3 月)	都市計画マスタープランは、「都市計画法」に規定される「市町村が定める都市計画に関する基本的な方針」である。計画道路が位置する「東南部地域」においては、地域づくり方針の一つとして「地域内の道路・交通環境の改善」が挙げられている。
	八王子ビジョン 2022 2018 基本計画改定版 (平成 30 年 3 月)	平成 25 年に策定した市政運営の基本的方針である基本構想と 10 ヶ年を計画期間とする基本計画からなる「八王子ビジョン 2022」について、平成 29 年に市制施行 100 年を迎えたことを踏まえ改定された基本計画である。基本構想に基づく 6 つの都市像実現のため、49 の施策を定め、体系化している。
	八王子市景観計画 (平成 30 年 9 月)	本市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」に即し、「八王子市都市計画マスタープラン」を上位計画として、「八王子市環境基本計画」や「八王子市みどりの基本計画」、「八王子市水循環計画」等の関連する計画や施策と連携しながら、本市の景観のあり方とその実現方法を示す計画と位置づけられている。 八王子市の景観特性を踏まえ、景観形成の課題の解決に向けて、「豊かな自然に抱かれた 住み続けたいまち 八王子」の基本理念のもと、以下の 5 つの基本目標を掲げている。 ・山並み・河川・街道を軸として、地域をつなぐ景観づくり ・賑わい・活力・交流を育む景観づくり ・地域の特色に根ざした暮らし・営みを支える景観づくり ・歴史・文化・四季・眺めを活かし、暮らしを彩る景観づくり ・協働で進める景観づくり

表 6.1.15(5) 主な環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画		内 容
八王子市	八王子市ごみ処理基本計画 「循環型都市八王子プラン」 (平成 31 年 3 月)	本計画は、一般廃棄物のうち、し尿・生活排水を除く“ごみ”を対象とし、「ごみ処理基本計画」として策定するものである。策定にあたっては、「八王子ビジョン 2022」及び環境施策に関する上位計画である「八王子市環境基本計画」、また、国や東京都が策定する計画とも整合を図り、長期的・総合的な視点からごみ処理に関する基本的な方向性や目標、目標達成のための施策を取りまとめている。
	八王子市地球温暖化対策 地域推進計画 (令和 2 年 3 月)	中核市への移行に伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定されたものである。 計画期間は、2020 年度から 2030 年度の 11 年間とし、CO <sub>2</sub> 排出量を基準年（2013 年度）比で 33.1%削減することが目標とされている。
	八王子市水循環計画 (令和 2 年 3 月)	平成 22 年 3 月に策定された「水循環計画」から 10 年が経過したことから、水循環基本法等の法律制定や上位計画の方針を受けて策定された第二次計画である。この計画では、「環境」「利水」「治水」の 3 つの視点のバランスをとりながら魅力のあるまちづくりに取り組む「八王子・水のまちづくり」を基本的考え方とし、以下の 3 つの方針を掲げている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な水循環系再生の 4 つの行動の推進</li> <li>・水循環に係るライフラインの整備</li> <li>・『川と湧水・水のまちプロジェクト』～八王子・水のまちづくりモデル事業の推進～</li> </ul>